

【答申の概要】（諮問第266号）特定市街地における建築許可申請書の部分開示決定に対する審査請求

件名	特定市街地における建築許可申請書の部分開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	別記2のとおり
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）及び第3号（事業活動情報）
実施機関	静岡県知事
諮問期日	令和6年12月27日
主な論点	条例第7条第2号及び第3号を理由とした部分開示決定は妥当か。

**審査会の結論**

静岡県知事（以下「実施機関」という。）が別記2に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）につき、その一部を非開示とした決定については取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

**審査会の判断**

(1) 本件対象公文書について

ア 本件対象公文書は、特定地内の道路内においてアーケードを設置するため、建築基準法第44条で制限されている道路内建築について、同条ただし書の規定により道路内建築制限の解除を求める申請（以下「本件許可申請」という。）の際に使用された文書であり、建築許可申請書と添付資料により構成されている。

イ 本件決定では、本件対象公文書のうち、申請者及びアーケード設置者等に係る部分が条例第7条第2号及び第3号該当として非開示とされている。

ウ 実施機関によると、本件許可申請は個人又は法人を問わず、誰でも申請可能とのことであり、実施機関が公表している「アーケードの設置基準等」の通則では、「アーケード」とは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設であり、がんぎ又は商業の利便の向上のためにやむを得ないもので、かつ、相当の公共性を有するものでなければならぬと定められている。

(2) 本件審査請求について

ア 本件決定時の公文書部分開示決定通知の「根拠規定」欄には、条例第7条第2号及び第3号に該当と記載されている。ただし、「当該規定を適用した理由」欄には、第2号に該当する理由のみが記載されており、弁明書にも第3号に関する実施機関の主張は記載されていない。

イ 審査請求人は、商店会の代表者による申請であるから、条例第7条第2号には該当しないため、本件決定を取り消し、申請者を特定の上判断すべき旨主張している。

ウ 上記イの主張に対し、実施機関は、本件許可申請の申請者が商店会の代表者であることが事実であったとしても、申請書に記載されている申請者名には、商店会の代表者である旨が記載されていないことから、個人からの申請である可能性を排除できないとして、条例第7条第2号に該当すると主張している。

エ すなわち、本件審査請求における争点は、審査請求人及び実施機関のいずれもが主張している本件非開示情報の条例第7条第2号該当性と、両者から特段の主張はないものの、第3号該当性である。

オ そこで、以下、本件対象公文書の見分結果も踏まえ、条例第7条第2号該当性を検討し、次

に、その結果を踏まえ、第3号該当性を検討する。

(3) 本件決定の妥当性について

ア 条例第7条第2号該当性について

(ア) 非開示部分に記載された情報の内容について

- a 当審査会にて非開示部分を見分したところ、申請者、建築主、設置者又はアーケード建設加入者の「住所」、「氏名」又は「印影」の部分が非開示とされていたことが認められる。
- b 申請者、建築主又は設置者の「氏名」の部分に会社名、団体名や役職等の記載はなく、個人名のみが記載されているため、建築許可申請書の鑑の記載からは、本件許可申請が個人によるものである可能性があるという実施機関の主張を、直ちに否定することはできない。
- c しかし、本件対象公文書のうち、申請書添付資料である本件許可申請に係る同意書では、「アーケードの取扱規則及当商店会アーケード建設実施要綱（防火改修等）を諒承してアーケード建設に同意致します。別添設計図書を充分御検討の上、格別の御配慮を賜り度く、ここにアーケード建設加入者一同の設置同意書を相添え御願ひ申し上げます。」との記載の次に、申請者と同じ「住所」、「商店会名」、肩書と思われる記載（文字の識別困難）及び申請者と同じ「氏名」が記載されている。また、申請書添付資料であるアーケード建設予定箇所を示す図面にも「申請者代表名」として申請者と同じ「住所」「氏名」が記載されている。
- d さらに、当該同意書のアーケード建設加入者を記載した表では、「住所」「氏名」のほか、「店名」「業種」欄が設けられており、「店名」欄には各商店の名称が記載され、「業種」欄には、「遊技場」や「飲食業」等の各商店の事業の種類が記載されている。
- e 当該同意書は、本件許可申請に当たり事業を営む各商店の代表として同意する旨を表明する書面であることから、各商店の代表者又はこれに準ずる地位にある者が本欄へ署名しているものと推認される。
- f 上記c乃至eや上記(1)ウのとおりアーケードは商業の利便性や相当の公共性を有するものでなければならぬと定められている点を踏まえると、本件許可申請は、個人による申請ではなく、事業を営む特定の商店の同意を得た上で、当該商店が加入する特定の商店会の代表により申請されたものと推認するのが相当である。

(イ) 非開示部分に記載された情報の条例第7条第2号該当性について

- a 上記(ア)の事実を踏まえたうえで、次に、法人等を代表する者が職務として行った行為に関する情報の条例第7条第2号該当性を検討する。
- b この点について判示したものとして、最高裁判所平成15年11月11日第三小法廷判決（民集57巻10号1387頁）がある。当該判決では、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）の代表者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、個人に関する情報には当たらない旨が示されている。

- c そうすると、非開示部分に記載された情報のうち、本件許可申請や当該申請手続の委任、アーケード設置についての誓約書への署名、アーケード建設への同意など、法人等の代表者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行った法人等の行為そのものといえる情報は、個人に関する情報には当たらない。
- d また、誓約書や同意書への署名には、法人等の行為ではなく事業を営む個人として行ったものも含まれ得るが、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、条例第7条第3号で判断することとされており、第2号の個人情報の範囲から除外されている。
- e 以上により、本件決定の非開示部分に記載された情報は、個人に関する情報であるとは認められないため、条例第7条第2号には該当しない。

#### イ 条例第7条第3号該当性について

(ア) 上記アのとおり、本件決定の非開示部分に記載された情報は、法人等又は個人の事業に関する情報であると認められることから、公にすることによる当該法人等又は個人への影響を検討するため、当該アーケードの建設経緯及び現在の状況について、当審査会事務局職員をして、当該アーケードの所在地である特定市の市役所及び特定市商工会議所に確認させたところ、以下のとおりであった。

- a 当該アーケードは、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第36条第3項による認可を受けた団体ではなく複数の商店で構成された任意団体が共同で建設したものであり、当該団体は約20年前に解散している。
- b 当該団体解散後、各商店の前のアーケードは、それぞれの商店で管理する申合せとなっていたようである。
- c 当該アーケードは、令和6年夏頃に解体され、現在は撤去されている。

(イ) 上記(ア)のとおり、当該アーケードを建設した法人等は、審査請求人の主張のとおり、特定の商店会（権利能力なき社団）であると認められ、また、当該商店会は既に解散し、当該アーケードも既に撤去されている。よって、上記ア(ア)のうち、「住所」及び「氏名」については、それが建築許可申請をした者のものであれ、誓約書や同意書に署名した者のものであれ、現段階において公にすることにより、当該法人等又は事業を営む当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められない。

(ウ) 一方、残る「印影」の部分は、それぞれの文書において、法人等の代表又は事業を営む個人により真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、印の性質によっては、これを公にすると、偽造等に悪用されるおそれがあるなど当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

#### ウ 結論

以上のことから、実施機関は、記載事項を改めて確認し、非開示とする理由があるかどうかを検討した上で、改めて開示決定等を行うべきである。

別記1 開示請求の内容

No.	内 容
1	特定地先にあるアーケードの建築許可通知書
2	特定地先にあるアーケードの許可申請書一式

別記2 本件対象公文書

特定日付けの建築基準法第44条第1項ただし書の規定による建築許可申請書（申請地：特定地先）